

申告 Q&A

Q 医療費控除を受けたい場合、準備するものはありますか？

A 「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。領収書やレシート等を提出するだけでは、医療費控除を受けることはできません。この明細書とは「医療を受けた人の氏名」「病院・薬局など支払先の名称」「支払った金額」等を記載した用紙のことです。下記の記載例を参考にしてください。



明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロード可能なほか、税務署や市役所にも用紙を置いています。申告会場に行く前に、明細書の作成をお願いします。
※領収書は自宅等で5年間保管する必要があります。
※医療保険者等が発行する医療費通知を添付すると明細の記載を省略できます。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

医療費控除について
(国税庁ホームページ) ▶

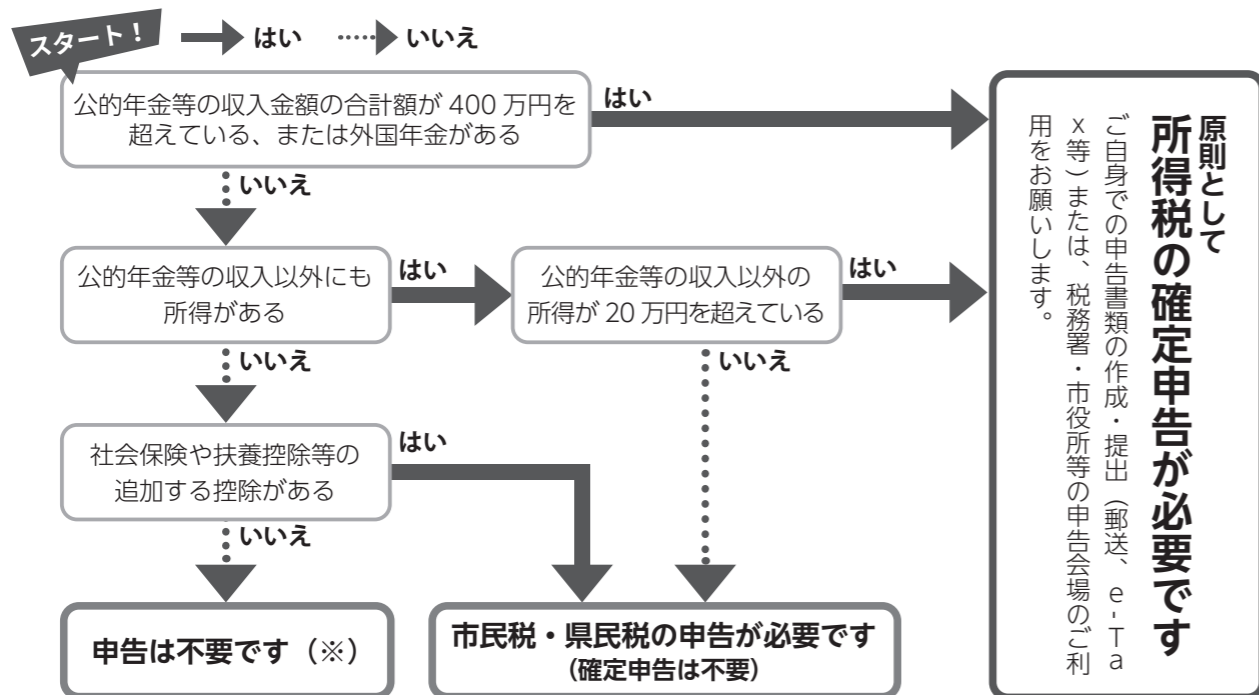


医療費控除明細書の記載例

2 医療費(上記1以外)の明細				
「領収書1枚」ことではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
北本 トマ吉	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000 円	
〃	北本皮膚科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000	
〃	北本トマト薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000	
北本 トマ子	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	20,000

Q 年金しか収入がないけど、確定申告が必要なの？

A 主な収入が年金の人は、下記フローチャートをご覧ください。

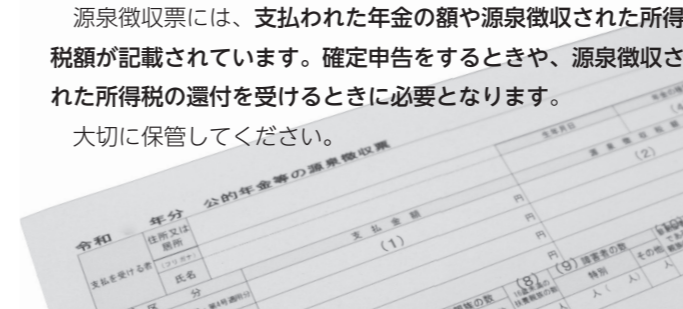


※申告が不要な場合でも、計算上所得税に還付が発生する場合は、確定申告をすることにより還付を受けることができます。

申告関連情報

! 公的年金等の源泉徴収票は確定申告で必要です

日本年金機構から、「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中に対象者へ郵送されます。
源泉徴収票には、支払われた年金の額や源泉徴収された所得税額が記載されています。確定申告をするときや、源泉徴収された所得税の還付を受けるときに必要となります。
大切に保管してください。



- ☒ 令和5年中に厚生年金・国民年金の「老齢年金」などを受給した人（遺族年金・障害年金は税金がかからないため源泉徴収票は送られません）
- ・紛失した場合は再交付できます。大宮年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。
- ☒ ねんきんダイヤル (☎ 0570-05-1165 [ナビダイヤル]、050 から始まる電話の場合 ☎ 03-6700-1165)
- ・大宮年金事務所 (☎ 048-652-3399)
- ※自動音声案内「1」を選択、その後「2」を選択

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の控除

令和5年中に納付した上記保険税(料)は、所得税および市民税・県民税の社会保険料控除の対象となります。控除対象額は下表の方法で確認してください。

- ☒ 国民健康保険税…保険年金課国民健康保険担当 (☎ 594-5541)
- ・後期高齢者医療保険料…保険年金課後期高齢者医療担当 (☎ 594-5542)
- ・介護保険料…高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)

なお、納付方法によって控除を受けることができる人が異なります。

【控除対象額の確認方法と控除を受けることができる人】

徴収方法	控除対象額(年間に納付した保険税(料)額)の確認方法	控除を受けることができる人
特別徴収(年金からの天引き)	日本年金機構等から送付される「公的年金等の源泉徴収票(上記)」を確認してください	被保険者本人のみ
普通徴収(納付書または口座振替)	領収書や通帳の口座振替の記帳を確認してください	・被保険者本人 ・生計を一にする配偶者か親族で保険税(料)を納付した人

納付確認書を発行できます

所得税および市民税・県民税の申告をする際に、1年間に納めた保険税(料)の金額を確認したい場合には、「納付確認書」を発行できます。必要な人は身分確認ができる証明書をご持参のうえ、担当へご相談ください。

要介護認定を受けている人の控除

要介護認定を受けている人は、所得税および市民税・県民税の申告の際、障がい者控除およびおむつ代の医療費控除を受けることができます。控除に必要な書類は高齢介護課で発行しますので、窓口で申請してください。

注意事項

- ・代理人が申請する場合は、代理人選任届が必要です。
- ・各書類の発行は原則として即日対応はしていません。必要な場合は時間に余裕をもって申請してください。

☒ 高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)

障がい者控除

必要書類：障がい者控除対象者認定通知書

障がい者手帳等の交付を受けていなくても要介護認定を受けている人は障がい者控除の対象となる場合があります。

認定基準日 所得控除を受けようとする対象年の12月31日

☒ 65歳以上

・要介護1～5の認定を受けている(認定有効期間内に12月31日を含む)

※介護認定時の審査内容により

対象外の場合あり

おむつ代の医療費控除

必要書類：主治医意見書の記載内容確認書

要介護認定を受けていて、2年目以降継続してこの控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、控除資料として添付・提示することができます。

認定基準日 所得控除を受けようとする対象年の12月31日

※主治医意見書に尿失禁などの記載がない場合は医師による証明書が必要

要介護認定を受けている人の
税控除(市ホームページ) ▶

